

平成25年11月

情報理工学研究科・電気通信学研究科及び
情報システム学研究科 博士学位申請予定者 各位
(課程修了によらない学位申請者含む)

電気通信大学教務課

学位規程の一部改正に伴う博士学位申請手続きの変更点について

平成25年4月1日付けで文部科学省の「学位規則」の一部改正が施行され、これを受けて本学学位規程についても一部改正を行いました。このことにより、平成25年4月1日以降に博士の学位を授与された方は、印刷公表ではなくインターネット上で当該博士学位論文の全文(又はその内容を要約したもの)を公表する必要があります。

本件に関しては既にお知らせしておりますが、取り扱いの具体的な内容が下記のとおり決まりましたので、改めてお知らせします。

記

1. 製本論文の提出に代えて、博士論文の全文を本学学術機関リポジトリにより公表いたします。このため、博士論文の全文データ(PDF形式)を教務課大学院教務係へ提出していただきます。(※全文データの提出は、従来行ってきたものと基本的に同様です。)なお、リポジトリへの登録は本学学術情報課において行います。
※注:学術機関リポジトリについては、本学附属図書館のWebサイトをご参照ください。
(http://www.lib.uec.ac.jp/modules/insider/index.php?content_id=22)
2. 関連論文に共著者がいる場合に必要となる「同意承諾書」については、当該論文を申請者の学位論文の内容とすることの承諾と併せて、リポジトリによりインターネットを通じて学内外へ公表することの承諾を得ていただきます。
3. やむを得ない事由により博士論文の全文データを公表することができない場合は、要約公表に係る次の書類を提出していただきます。
なお、要約公表の可否については、当該論文の審査に係る論文審査委員会において審査し、決定します。
 - ・別紙「要約公表申請書」※注:主任指導教員確認の上、作成してください。
4. 要約公表に係る審査等のプロセスは、概ね以下のとおりです。
 - (1) 本学学位審査要項に規定された博士学位論文申請提出書類のほか、論文の要約及び要約公表申請書を併せて提出
 - (2) 論文審査委員会において要約公表の可否及び要約内容の適切性を審査
 - (3) (2)の結果により、教務課大学院教務係へ論文の全文データと要約データを提出
 - (4) 教務課大学院教務係から学術情報課へ(3)を提出
 - (5) 学術情報課においてリポジトリに登録
5. 学位申請に関する書類の様式は以下Webサイトに掲載しています。
(<http://kyoumu.office.uec.ac.jp/daigakuin/gakui-shinsei.html>)
6. 博士論文の全文データ等の具体的な提出時期等については別途学位申請者あてに通知いたします。

要約公表申請書

電気通信大学長 殿

大学院
博士後期課程
学籍番号
申請者研究科
専攻
印

電気通信大学学位規程第19条に定める博士学位論文の公表について、論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することを以下のとおり申請します。

論文題目	
要約公表とする理由（複数選択可）	<input type="checkbox"/> ①立体形状による表現を含んでいる。 <input type="checkbox"/> ②著作権や個人情報等に係る制約がある。 <input type="checkbox"/> ③出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナル等への掲載の予定がある。 <input type="checkbox"/> ④特許申請している情報又は特許申請を予定している情報が含まれている。 <input type="checkbox"/> ⑤その他 ※注：要約公表とする理由について、具体的な内容を記載した理由書（書式任意）とその根拠となる書類を別途作成の上、本申請書に添付してください。
要約公表する期間（＝全文公表に切り替えるまでの期間）	<input type="checkbox"/> 平成 年 月 日まで -----

【記入上の注意事項】

1. 要約公表はやむを得ない場合に限られます。本紙は、主任指導教員と十分相談の上、作成してください。また、主任指導教員確認の後、下の欄に自筆署名及び押印をもらってください。
2. 本紙に基づき、審査の上その可否を決定します。理由書を含め記載内容については、正確に記入してください。
3. 「要約公表する期間」に記載された期間経過後は、自動的に全文公表に切り替えますので、注意してください。

主任指導教員 _____ 印

【学位規則（昭和28年文部省令第9号）】＜改正の概要＞

- ①博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでないこと。（学位規則第9条第1項関係）
- ②博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した大学等の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができるものとする。この場合において、当該大学等は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。（学位規則第9条第2項関係）
- ③博士の学位を授与された者が行うこれらの公表は、当該博士の学位を授与した大学等の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。（学位規則第9条第3項関係）

【電気通信大学学位規程の一部改正】＜抜粋＞

（博士論文の公表）

第19条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、リポジトリにより行うものとする。

※下線部分は、改正箇所

※学位規則（昭和28年文部省令第9号）全文は、以下のURLを参照。

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigakuin/detail/1331790.htm